

自校の取組を確認してみましょう

いじめ対応で改めて留意する事項 10

新年度に向けて、全ての教職員で自校の取組状況を確認するとともに、課題の改善に向けた取組を「学校いじめ防止基本方針」に位置付け、確実に実施できるようにしましょう。

日常的に

いじめ問題の発生時に

警察との連携



- ① 警察と、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築している。
- ② 学校・警察双方で、連絡窓口となる担当職員の顔や名前、連絡先等が分かっている。
(担当者例) 学校：副校長、生活指導主任
警察：生活安全課長、係長等

- ⑥ 次の場合、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めている。
 - ◆ 学校の内外で発生した児童・生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案
 - ◆ 被害児童・生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案

※ 重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案において、学校が警察への相談・通報を行うことは法令上求められており、適切な対応を行っているとして評価されるものである。

子供への指導等



- ③ 児童・生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に係る実践的活動に取り組んでいる。

いじめ問題に対応できる力を身に付ける学習になっているか。

自己の生き方についての考えを深める学習になっているか。

様々な解決方法を模索したり、折り合いを付けたりする場面を日常的に設定しているか。

学習を組み立てる際、気を付けたいことは…



- ⑦ いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策委員会」が子供の状況等を総合的に検討した上で校長が判断している。

- ⑧ いじめ解消の2条件を満たす場合も日常的に注意深く観察するなど継続的な指導・支援を行っている。

※ 単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

保護者への支援等



- ④ いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについてあらかじめ保護者等に対して周知している。

- ⑤ 全ての教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を分かりやすい言葉で説明できる。

※ 保護者等に理解していただけるように伝える。

- ⑨ 被害児童・生徒の保護者に対し、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことを伝え、できる限り不安を除去し、学校の今後の対応について合意形成を図っている。

- ⑩ 加害児童・生徒の保護者に対し、迅速に連絡し、いじめの事実を正確に説明している。